		使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
	荷重・外力計算書	風圧力の数値及びその算出方法
	応力計算書	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法
	屋根ふき材等計算書	令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書

構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

一　確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。

二　建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。

三　他の構造を併用する建築物にあっては、それぞれの構造種別に応じて構造計算書を作成すること。

四　この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあっては、省略することができる。

別表第二

		(一)
	構造計算書の種類	構造計算チェックリスト
	明示すべき事項	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種別、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項
		使用構造材料一覧表
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法
		使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号
		特別な調査又は研究の結果等説明書
		法第六十八条の二十五の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあっては、その認定番号、使用条件及び内容
		特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあっては、その検討内容
		構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容

		(二)	(三)	(四)	(五)
	構造計算書の種類	層間変形角計算書	層間変形角計算結果一覧表	保有水平耐力計算書	保有水平耐力計算結果一覧表
	明示すべき事項	層間変位の計算に用いる地震力	各階及び各方向の層間変形角の算出方法	保有水平耐力計算に用いる地震力	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布
		地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法	各階及び各方向の層間変形角	各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法	架構の崩壊形
		各階及び各方向の層間変形角の算出方法	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）	平成二十八年国土交通省告示第六百十一号（以下単に「告示」という。）第八第二号に規定する各階の構造特性を表すDs（以下この表において「Ds」という。）の算出方法	保有水平耐力、Ds、Fes及び必要保有水平耐力の数値
				令第八十二条の三第二号に規定する各階の形状特性を表すFes（以下この表において「Fes」という。）の算出方法	各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況
				各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法	各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材種別
				構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容	各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況
					各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係
					屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用される全ての材料の種別（規格がある場合にあっては、当該規格）及び使用部位
					使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法